

「豊前国司年表」考証

若 杉 昌 昭

豊前国司については、「大日本史」・「太宰管内志」・「豊前志」・「新日本史」や「中世史ハンドブック」・古野務氏の作成した国司表など多くの研究があるが、これらに掲載された国司を確認するとともに、新しく発見した国司を追加して、国司表を作成しなおしてみた。国司制度の変化をみるためである。ただ、「大日本史」によると、豊前国司（豊前権掾）の名称は明徳元年（一一三〇）までみえ、鎌倉時代以降国司の実体がどのようになったかを確認する必要があるが、ここでは平安時代を主体とした。なお、奈良時代については「大分県史」古代篇Ⅰで検討したので姓名だけをあげておく。

豊前守に任命されても着任しなかったと思われる国守の出現は、弘仁三年（八一二）の永原朝臣最弟麻呂と翌年の平野王からである。豊後国で着任しなかった国守は大同三年（八〇八）の文室真人正嗣、弘仁二年（八一二）の安倍朝臣真直からであるので、赴任しない国司の出現は、豊前・豊後国とも時期を同じくする。平安時代のごく初期に国司制度の大きな変化が生じている。

又、大同・弘仁年間の豊後国の場合には、守が赴任しない時は介が、介が赴任しない時には守が下向して実務が行われていると思われる。豊前国では、承和年間（八三四～八四七）に守も介も赴任しなかったため権掾である丹埤真人時永が実務を行っていたと思われる時期がある。掾に実権が委ねられるのは、その後延喜十三年（九一三）権掾八多直臣が八幡宇佐宮の修造の責任

者となつてゐることからもうなずける。しかし、元慶三年（八七九）豊後守藤原朝臣智泉が主張したように、後になると守に権力を集中する体制がとられる。

国守の遙任が行われるようになると、豊後国の場合は現地の支配者が大介というかたちで現われるが（長元九年大介紀朝臣が初見）、豊前国の場合は一人も確認できなかった。八幡宇佐宮の管理という、豊後国とは違う事情があったため、豊前国には大介が置かれなかったのではあるまいか。

このように、国司を一人一人確認していくことにより、国司制度の変遷がわかる。以下豊前国司年表を示す。しかし、史料に掲載されている人物をそのままあげたものもあり、まだ充分な検討が済んでないので誤りがあるかもしれない。これからの研究の課題としたい。先輩諸氏の御教示を仰ぐ所存である。

なお、出典略称は次の通りである。

- | | | | |
|--------|----------|--------|--------|
| 続日本紀 | 日後日本後紀 | 続後日本後紀 | 文徳実録 |
| 三代実録 | 三代格類聚三代格 | 逸史日本逸史 | 記略日本記略 |
| 朝群朝野群載 | 本世本朝世紀 | 類国類聚国史 | 鏡宇佐大鏡 |
| 託宇佐託宣集 | 山山槐記 | 兵兵範記 | 吾鏡吾妻鏡 |
| 寧造寧楽遺文 | 平造平安遺文 | 大日本史 | |

豊前国司年表

年号	守	介	掾	目	出典・その他
養老四年 六五	宇野首男				政事要略二三所引旧記・託

神龜

天平

天平感宝
天平勝宝

天平宝字

五元四三二一〇九八七六五四三二一〇九八七六五四三二一元五四年
元四年 元三年 元二年 元一年 元〇年 元元年 元二年 元三年 元四年 元五年 元六年 元七年 元八年 元九年 元十年 元十一年 元十二年 元十三年 元十四年 元十五年 元十六年 元十七年 元十八年 元十九年 元二十年 元二十一年 元二十二年 元二十三年 元二十四年 元二十五年 元二十六年 元二十七年 元二十八年 元二十九年 元三十年 元三十二年 元三十四年 元三十六年 元三十八年 元四十年 元四十二年 元四十四年 元四十六年 元四十八年 元五十年 元五十二年 元五十四年 元五十六年 元五十八年 元六十年 元六十二年 元六十四年 元六十六年 元六十八年 元七十年 元七十二年 元七十四年 元七十六年 元七十八年 元八十年 元八十二年 元八十四年 元八十六年 元八十八年 元九十年 元九十二年 元九十四年 元九十六年 元九十八年 元一百年

大伴宿禰百世

藤井連毛人

奏子虫

託託
大(神龜元年)

万葉集六の九五九
※養老四年からだと在任期間は長すぎる

寧遣(一〇・一〇・三)
上毛郡擬大領紀字麻呂
下毛郡擬大領勇山伎美麻呂
築城郡擬大領佐伯豊右
仲津郡擬大領膳東人
京都郡大領栢田勢麻呂
統(一八・九・二〇条)
統(天平一二・九・二五条)

承和 天長 弘仁 大同
 元〇九八七六五四三二 元四三二一〇九八七六五四三二 元四三二 元四三二
 年 年 年 年

藤原朝臣楊麻呂
 ←
 和朝臣雄成(1)
 ←
 永原朝臣最弟麻呂(2)
 (兼任)
 平野王(兼任)
 ←
 伴宿禰枝嗣
 ←
 石川朝臣橋繼
 在野朝臣永岑(3)
 藤原朝臣貞守(兼任)
 大春日朝臣良棟
 (5)(4)

小野朝臣木村
 賀茂縣主立長(4)

(田河郡司)

日後(三・正・二四條)
 日後(元・正・二八條)
 日後(三・八・二二條)
 類国(四・二・三三條)日逸(四・二・三三條)
 日後(三・正・一二條)
 日後(四・正・一〇條)

三代格(牧宰事祥二年三月八日条所引天
 長五・四・八)
 逸史(卷三六・天正五年四月八日条)

統後(四・九・三三條)統後(四・三・二二條)
 統後(五・一・二〇條)
 統後(六・一・二〇條)
 統後(七・正・一三條)
 統後(八・正・一三條)

延長	承平	天慶	天曆	天德	応和
元二 年	元三 年	元四 年	元五 年	元六 年	元七 年
元三 年	元四 年	元五 年	元六 年	元七 年	元八 年
元四 年	元五 年	元六 年	元七 年	元八 年	元九 年
元五 年	元六 年	元七 年	元八 年	元九 年	元〇 年
元六 年	元七 年	元八 年	元九 年	元〇 年	元一 年
元七 年	元八 年	元九 年	元〇 年	元一 年	元二 年
元八 年	元九 年	元〇 年	元一 年	元二 年	元三 年
元九 年	元〇 年	元一 年	元二 年	元三 年	元四 年

橋仲遠
 (樞守)
 藤原為輔
 (兼任)

紀略(元・八・二条)豊前志所引百鍊鈔
 (元・八・二)補(一・正・三〇)

永承 寛徳 長久 長暦 長元 万寿 治安 長和 寛弘
 元二 元四 三二 元三 二九 八七 六五 四三 二四 三二 元三 二四 三二 元八 七六 五四 三二 元四 三二 年

宗岳朝臣為成

藤原時方
宿禰時方

三船正利(大、長保三年八月)
依智秦宿禰兼倫(除目大成抄)

大(寛弘元年七月)
下毛郡司膳助頼(権記・長保六年三・三
条)鏡(四・四・一五)

天理図書館所蔵文書「宇佐八幡選官記」三
・一・一・一六「鏡(角田庄長元四年・勾金
庄四・二・二六)大(長元四年二月)

天治	保安	元永	永久	天永	天仁	嘉承	長治	康和	承徳	永長	嘉保	寛治					
二年	三年	二年	二年	三年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	三年

中原朝臣(成知)
 義 経
 正職(10)
 菅野政任
 (中原朝臣奉貞)
 清原定重
 (権守)

中原廣忠
 大江朝臣有時

本世(元・正・三三條)
 朝群(康和年間か) 朝群(三・四・二)
 本世(五・二・三〇條)
 大(長治二年正月)除目大成抄
 中右記(二・八・三)、大(永久二年八月)
 大(元永元年正月任)
 到津文書(保安五・二・一二)

大治 元 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年
 天承 元 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年
 保延 元 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年
 永治 元 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年
 康治 元 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年
 天安 元 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年
 久安 元 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年
 仁平 元 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年
 久寿 元 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年
 保元 元 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年
 平治 元 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年
 永曆 元 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年
 應保 元 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年
 長寛 元 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年
 永万 元 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年 九年 十年

藤原資康
 (權守) 藤原重孝
 中野業忠
 小野重基
 菅乃季遠
 (權守) 藤原宗貞
 大(仁平元年)除目大成抄(仁平二年)
 大(仁平二年正月任)本世(二・九・三
 条)山(二・二二)山(除目部類二
 ・正・二八)兵(三・三二)本世三
 ・三・五)兵(三・九・元条、山(三・
 二七)類保元(正・二七条)
 兵(久寿(正・二七条、二・二二)条
 兵(三・八・二)条)
 山(保元四・二・二条)
 大(平治元年九月)
 鏡(因々散在常見名田長寛元年六月)

藤原資康
 (權守) 藤原重孝
 中野業忠
 小野重基
 菅乃季遠
 (權守) 藤原宗貞

大(大治三年正月)
 大(保延元年二月)長秋記(元・二・二条)
 大(保延二年正月)

建永 元年	藤原教隆	大(建永年九月任)
建曆 元年		
建保 元年		
四三二 元年	(豊前々司藤原資能)	大川文書、尊卑分脈、益永文書(嘉禎三 九)山代文書(延応元・九)石志文書 (同元)一〇・一四・兵

(1) 和朝臣雄成

国史大系「日本後紀」には「従五位下和朝臣雄成爲豊前□」とあり、校訂者は欠字の部分に「守」の字を当補している。位階が従五位下であることから妥当であると思われる。又「豊前志」は日本後紀に言うとして「和氣朝臣雄成」と和氣の姓にしているが、「続日本紀」「日本後紀」には和(やまと)と称す氏族が存在しており、「豊前志」のように和氣とするのは無理である。

(2) 永原朝臣最弟麻呂・平野王

「日本後紀」によると、弘仁三年正月十二日、永原朝臣最弟麻呂が諸陵頭で豊前守を兼任している。翌年には平野王が侍従で豊前守を兼任する。それぞれ諸陵頭・侍従が本官であるので、豊前国に下向してないと思われる。豊前国では弘仁年間に赴任しない国司が現われたことになる。

(3) 在原朝臣仲平

「続日本後紀」によると、承和五年(八三八)十一月二十日に豊前守任官、翌年正月十一日駿河守となる。同日、菅野朝臣永岑が豊前守を兼任しているので、在原仲平の在任期間は二か月に満たない。この在任期間から判断して、彼は豊前国に下向しなかったと思われる。

(4)菅野朝臣永岑

「続日本後紀」によると、承和六年（八三九）正月十一日豊前守となるが、「主殿頭齋院長官如故」であり、同七年正月三十日主殿頭で伊予介に任官している。同日藤原朝臣貞守が春宮亮で豊前守を兼任しているので、在任期間は約一年である。しかし「兼豊前守」と明記しているので豊前国には下向してないと思われる。

(5)藤原朝臣貞守

「続日本後紀」によると、承和七年正月三十日春宮亮で豊前守を兼任、翌年正月十三日春宮亮で信濃守を兼任し、同日大春日朝臣良棟が豊前守に任官している。約一年の在任期間があるが、兼任であるので豊前国には下向してないと思われる。

(6)仲嗣王

仲嗣王の豊前国在任中であろうか、「続日本後紀」嘉祥二年（八四九）三月八日条に

大宰府言。豊前国解稱。長官若次官一人。任中一二度。被_レ聽_下取_三海路_一入京。以_レ弁_レ濟_レ雜務_上者。勅依請。但令_レ任用_之官堪_レ事者_一入京。自_レ余管内諸国亦准_レ之。

とあり、豊前国司の解文に稱うとして、長官次官が雑務を弁済するため海路で入京することが認められ、大宰管内がこれに準ぜられたとある。国司制度の一つの変化がみとめられる。このことは、二年前の天長五年（八二八）四月八日の豊前守伴宿禰枝嗣の解状にもみえる（「類聚三代格」「日本逸史」）。しかし、この時は大宰府に届け出て、大宰府が必要と認められた時には任中一・二度入京をゆるすということであり、まだ大宰府の主体性が残っている。

(7)藤原朝臣仲直

豊前権介から豊前守に昇進した例である。「三代実録」によると、貞観九年（八六七）正月七日豊前権介の時従五位下を叙位され、同十二日に豊前守に任命される。従五位下を叙位された直後に守に任命されており、まだ官位相当制が行われていたことが知れる。彼はその後、元慶二年（八七八）七月二日大宰権少貳に昇進した。

(8) 藤原朝臣是房

「宮寺縁事抄」によると、藤原朝臣是房は八幡宇佐宮の修造に関して介藤原泰房等から訴えられ、延喜十三年（九一三）二月十四日逃亡したため、権掾八多有臣が修造の専当になったとある。ただ、この史料は延喜十三年で八幡宇佐宮式年造宮が述べられており検討の余地がある。しかし、この時期は守に権力を集中するため、守と介以下との対立が表面化する時で、介が守を訴えることや、権掾八多有臣を修造の専当に任じていることは現地の有力者を任用してその勢力を利用したと思われる、当時の社会情勢に付合する内容であり、信用している史料ではなからうか。また、掾が実務を行う例は承和九年（八四二）の丹墀真人時水などがある。この「宮寺縁事抄」によると、藤原朝臣是房は豊前国に下向した国守となる。

(9) 藤原時方・豊原宿禰時方

「大宰府・太宰府天満宮史料」にのる天理図書館所蔵文書（長治三年 宇佐八幡遷宮記）によると、天長三年十一月十五日大宰権帥源道方が八幡宇佐宮仮殿遷宮を行っているが、その時豊前守藤原時方が列参している。この史料によると国守藤原時方は豊前国に下向していたことになる。しかし「宇佐大鏡」や「大日本史」によると翌天長四年豊前守豊原時方の名がみえる。「宇佐大鏡」では角田荘、勾金荘が豊前守豊原宿禰時方の時に相佐立券されたとあるが、豊前国に在任していたかどうかは不明である。一年違いで、豊前守に藤原時方、豊原時方かおり、「藤」と「豊」の一字を除くと他は全く同じなので、同一人物かもしれない。「宇佐大鏡」の原本写真をみる限り、はっきりと「豊」と読めるので天理図書館所蔵文書を確認する必要がある。だが原本の書き違いも考えられるし、又、「豊原」を名乗る氏族も存在することも確かであるが、「尊卑分脈」には藤原・源・平氏の時方はいるが豊原時方の名は記載がない。

(10) 正職

「中右記」によると、豊前守正職が大宰府を経ず直接上落したことが問題となっている。その原因は弥勒寺講師目代僧が神人五六百人を率いて正職を凌礫し国印を奪取し目代を擄したためとある。国司と弥勒寺との紛争、或いは国守が許可なく

上洛するなど国司制度の混れがみえる。

(11) 橘清仲

『山槐記』所引除目部類によると、仁平二年（一一五二）正月十七日より除目が行われ、二十八日に「今夜除目目入眼也」とあって豊前守橘清仲が載せられている。『山槐記』には同二十二日にみえるので、橘清仲は仁平二年正月の除目で豊前守に任命されたとみて間違いはない。ところが、『本朝世紀』によると、同年八月、赴任の途中「河尻辺」で卒去したとあり豊前守橘清仲は在京国司ではなかったことがわかる。ただ赴任の時期が問題である。一月に任命され、赴任途中に死去するのが八月だから、着任までに少なくとも七か月は要している。奈良時代の例でみると、天平十年（七三八）八月十五日付で豊後守に任命された小治田朝臣諸人は、豊後国に着任するのに約七〇日を費やしている（『大分県史』古代篇Ⅰ）。小治田諸人の時と比べると、橘清仲は七か月以上も費やしているのである。しかし、『延喜交替式』によると、遠国での装束假を四〇日から六〇日に延ばし、長官には一二〇日を上積みしている。『延喜式』での豊前国―平安京間は上り三〇日、下り一五日である。税の運搬行程であるので参考程度の日数であるが、この数字を利用すると、橘清仲は発令の日から約二〇〇日以内に豊前国に着任しなければならないことになる。「河尻辺」が現在のどこかは不明だが、八月に赴任途中で死去したことから、橘清仲の豊前国着任の時期は、『延喜交替式』（内外官交替式）の規定に大きくずれてないことがわかる。これが平安時代の国守着任の実体であったのだろう。

(12) 平盤（景）忠

『兵範記』では「豊前権守景忠」、『山槐記』では「豊前権守景忠」とあり、「景」と「量」との違いがみられる。原本の確認の必要がある。

(13) 源長定

『山槐記』と『兵範記』により源長定を整理すると次のようになる。

久寿三年正月二十七日豊前守源長定 (山)

” ” 二十八日 ” ” (兵)

保元元年正月二十七日 ” 源長宣 (山除目部類)

保元二年十月二日 ” 源長定 (兵)

保元三年八月十一日 豊前守源長定 (兵)

” 四年二月二日 ” ” (山)

応保元年十一月四日 伊賀守長定 (山)

” 十二月三日 ” ” (山)

このように『山槐記』『平範記』によると、源長定は保元元年(一一五六)正月二十八日から保元四年二月二日まで豊前守であったことがわかる。しかし、前掲二つの日記は彼が京都で行動していることを記しており、豊前国には赴任していない。

④賀茂縣主立長

『類聚国史』や『日本逸史』によると、播麻介・備前介・備中介・筑前介・筑後守・肥前介・肥後守・豊前介(賀茂立長)等西国の国守や介に俘囚の教化をさせている。俘囚政策の一端をのぞくことができる。

⑤介山代宿禰氏益・御野宿禰清庭・長岑宿禰秀名、権掾丹埤真人時水

『続日本後紀』によると、山代宿禰氏益は承和十年(八四三)正月十二日外従五位下で豊前介に任官するが、一か月後の二月十日には山城介になり、同日外従五位下御野宿禰清庭が豊前介に任命されているので、山代宿禰氏益の介在任期間は短い。

次の御野宿禰清庭のあと、同十一年九月六日には従五位下長岑宿禰秀名、同十二年正月十一日外従五位下津宿禰良友が豊前に任命されている。山代氏益・御野清仲・長岑秀名の介在任期間は極めて短く、豊前国に下向したとは考えられない。しかも、この時の国守和氣朝臣仲世は勘解由長官と兼任であり、赴任してないと思われる。では守も介も赴任してない豊前国

の行政の実務は誰が行っていたのだろうか。国守和氣仲世が任命された後、承和九年七月二十六日丹輝真人時水が豊前権掾に任命された。そして「続日本後紀」同十二年八月二日条には「召豊前権掾従五位下丹輝真人時水令入京」とあり、彼が豊前国に在国していたことがわかる。従五位下という位階で、真人の姓を有する権掾であれば、守・介に代わって豊前国を支配する迫力は十分にあるはずである。権官であるのが氣になるがこの時の実務はこの丹輝時水が行っていたのであろう。

(16) 当野伊美吉(忌寸) 平麻呂

天安元年(八五七)八月十六日豊前介になり(「文徳実録」)、二年後の貞観元年三月二十二日には豊後介になる(「三代実録」)。

(17) 三善知行

「兵範記」は豊前介であるが、「山槐記」の除目部類では豊前権介になっている。「大日本史」は介として扱っている。

(18) 源朝臣兼盛

「史籍集覽」(除目大成抄以下「除目大成抄」という)によると、承安四年(一一七四)四月の臨時の除目で筑後介に任じられるが、任符を提出せず因幡か豊前介を望んだとある。

(19) 清原助忠・中原朝臣盛康

「除目大成抄」によると、治承二年(一一七八)六月の臨時の除目で豊前介に任じられたが、病氣のため赴任しなかった。ので中原朝臣盛康が豊前の介になったとある。

(20) 清原實俊

「吾妻鏡」文治五年(一一八九)九月十四日条によると、頼朝が奥州羽州両国の省帳田文等を提出させようとしたが、焼失していたため「奥州住人豊前介實俊并弟橘藤五實昌。申存故實之間。被召出。令問子細給」とあり、清原實俊が豊前介の官職を持っていたことがわかる。そして、同二十三日の条で平泉巡礼の時「豊前介為案内」とある。清原實俊が

豊前国に在国していたとは考えられない。また、二年後の建久二年正月十五日の条に、頼朝が政所別当以下の組織作りをした時、公事奉行人の中に前豊前介清原真人實俊とあり、名目だけの豊前介の在任期間があったことを示している。赴任はしないが、豊前介の官職が有効であったことをうかがわせる。

④国前守利

「宮寺縁事抄」によると、寛平元年（八八九）十二月二十六日、大宰大貳藤原朝臣保則等が八幡宇佐宮行事例四九か条を定めた。それを寛平七年十一月十七日豊前国司が施行した。その署名者が「守藤原朝臣会・介藤原・掾藤原・権掾国前守利・大目紀」となっている。この中で権掾国前守利の名前が注目される。かつて国東半島を支配した国前国造を思いうかべる姓である。また、「天平九年豊後国正税帳」球珠郡条には「領外正八位下勲九等国前臣龍磨」とあり、国前氏は奈良時代には郡司に任ぜられている。その後平安時代には前掲「宮寺縁事抄」の史料を信じれば、権掾ではあるが国司となっている。かつての国造系氏族が奈良・平安時代まで生き残った例としてみたい。大目である紀という姓もかつて国東半島に勢力をふるった豪族である。守藤原会の名は「尊卑分脈」には藤原房前五男魚名の家系に一人いる。ただ、この史料はもう少し検討する必要があるようである。

⑤依智秦宿禰兼倫

「除目大成抄」によると、長保三年（一一〇一）の臨時の除目で三船正利が豊前掾に任ぜられたが病気で任符を賜わらなかったたので、豊前掾を望んだ依智秦宿禰兼倫が豊前掾になったとある。

⑥大石林継也

「三代実録」によると、元慶四年（八八〇）四月八日大膳史生矢田部氏永が書類をごまかし淡路国塩代五〇斛を着腹したことに連坐して九人が左遷される。その中の一人に、中務少録従七位下大石林継也があり、翌年三月八日豊前権大目に左遷されている。

（大分県総務部総務課 県史編さん班 大分市高城東区二組）